

## 就業期限の延長に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、「就業期限の設定に関する要綱」第2条に基づく就業期限について、職種の特殊性や就業交代の平準化を図るための期限の延長に関し必要な事項を定める。

(延長の要件)

第2条 延長の要件は、次のとおりとする。

- (1) 会員の都合等による不定期的な就業交代のため、各年度の就業交代の平準化が著しく損なわれ、抜本的な調整が必要とされるとき。
- (2) 就業交代に伴い、円滑な事業運営に支障が来たと判断されるとき。

(就業期限延長)

第3条 就業期限の延長は、就業調整委員会において3か月、6か月、9か月及び1年の期限で調整し、会長にその旨報告する。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(要綱の改廃)

第5条 この要綱の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。